

訪問看護ステーション

集団指導（オンライン資格確認の導入）

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

はじめに

ただ今から、eラーニングによる集団指導が始まります。

最後まで視聴していただき、

画面右上の表示が「100%」になっていたら、受講完了です。

なお、動画を途中で飛ばすと、受講完了したことにはなりません
のでご注意ください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 1. オンライン資格確認について**
- 2. オンライン資格確認の義務化について**
- 3. オンライン資格確認等に関するサポートや
マイナ保険証利用促進**



オンライン資格確認の導入に係る集団指導について

令和6年12月2日から、訪問看護ステーションにおいて、 オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入が義務化

集団指導

- 「指定訪問看護の取扱い、訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底させること」（指導要綱）を主眼として、指定訪問看護事業者や訪問看護ステーションの看護師等を対象に行われる厚生労働大臣等の指導の一形態（根拠法令：健康保険法第91条、国民健康保険法第54条の2の2等）
- 対象：未導入であり、有効な経過措置の届出がなされていない訪問看護ステーション

・速やかにオンライン資格確認を導入するようにしてください（※）

なお、やむを得ない事情がある場合、経過措置の届出を行ってください

・集団指導を実施した上で、なおオンライン資格確認を導入しない場合（経過措置の届出を行った場合を除く）には、個別に改善を促すこととなります

※令和6年12月請求分よりオンライン請求についても義務化されていますので、オンライン資格確認とあわせて導入してください。

オンライン資格確認で導入する機能の一部は、レセプトのオンライン請求での兼用が可能ですので、一体的な導入が効率的です。本資料でも適宜ご説明いたします。

1

1. オンライン資格確認について

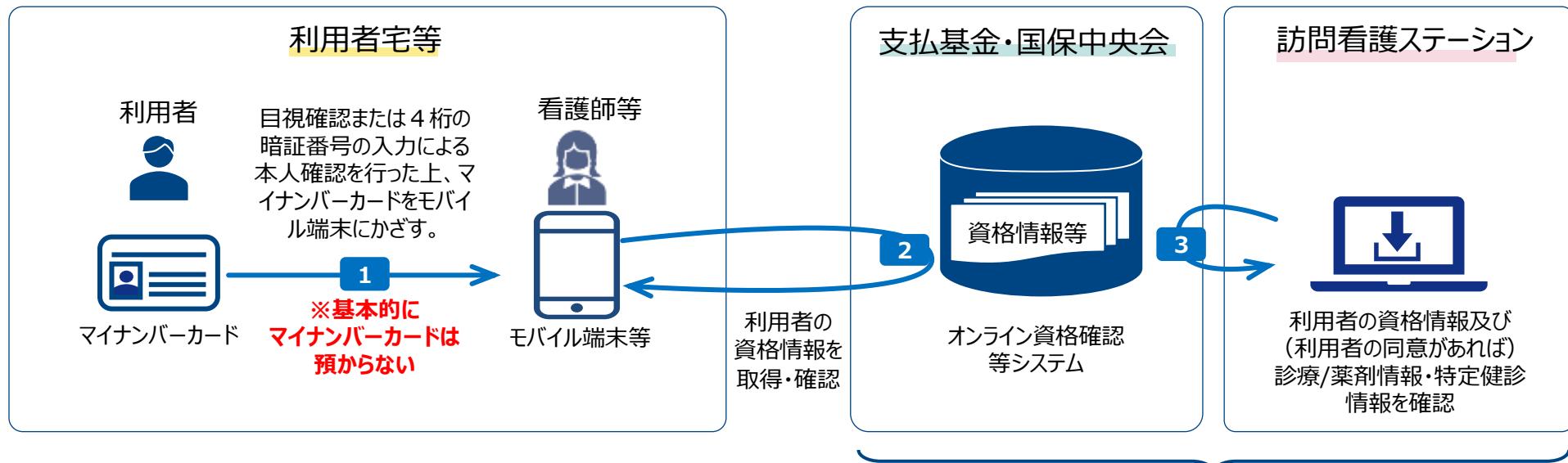
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

訪問看護におけるオンライン資格確認

- 訪問看護におけるオンライン資格確認とは、マイナンバーカードを利用して、訪問看護ステーションが準備したモバイル端末等で、利用者の医療保険における資格情報等を取得する仕組みです。



継続的に訪問看護が行われている間、
最新の資格情報の取得が可能

※当該訪問看護ステーションとの継続的に訪問看護が行われている間の2回目以降の対応について

- 訪問看護ステーションにおいて、初回訪問時に取得した被保険者証記号・番号等を用いた資格情報等の照会も可能。
- 併せて、初回訪問時に取得した同意に基づき、診療/薬剤情報・特定健診情報が閲覧可能

訪問看護におけるオンライン資格確認のメリット

- 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療/薬剤情報・特定健診情報を閲覧することが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が実現。
- 訪問看護等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用することで、継続的に訪問看護が行われている間、2回目以降の訪問においては、訪問看護ステーション側で再照会をして資格情報の照会・取得が可能となる機能により効率的な資格確認が可能になるほか、初回時の同意に基づき、薬剤情報等の取得が可能。
- 今後、オンライン資格確認等システムについては、医療DXの推進の中で、難病医療の公費負担医療及び地方単独医療費助成への対応拡大が期待。

利用者

マイナンバーカード1枚で訪問看護を利用可能

- 居宅等でもオンライン資格確認で可能
- 保険者に申請していない場合も含め、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除

過去の薬剤情報等の提供が可能

- これまでの薬剤情報や特定健診の結果を網羅的に提供することが可能
- 健康・医療データに基づいたより適切な看護につながる

訪問看護ステーション

資格確認業務の負荷軽減

- 2回目以降の訪問では、利用者宅等への訪問前に利用者の資格情報を確認でき、訪問時の確認業務が効率化
- 利用者の直近の資格情報が確認可能。限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における適用区分の確認が可能

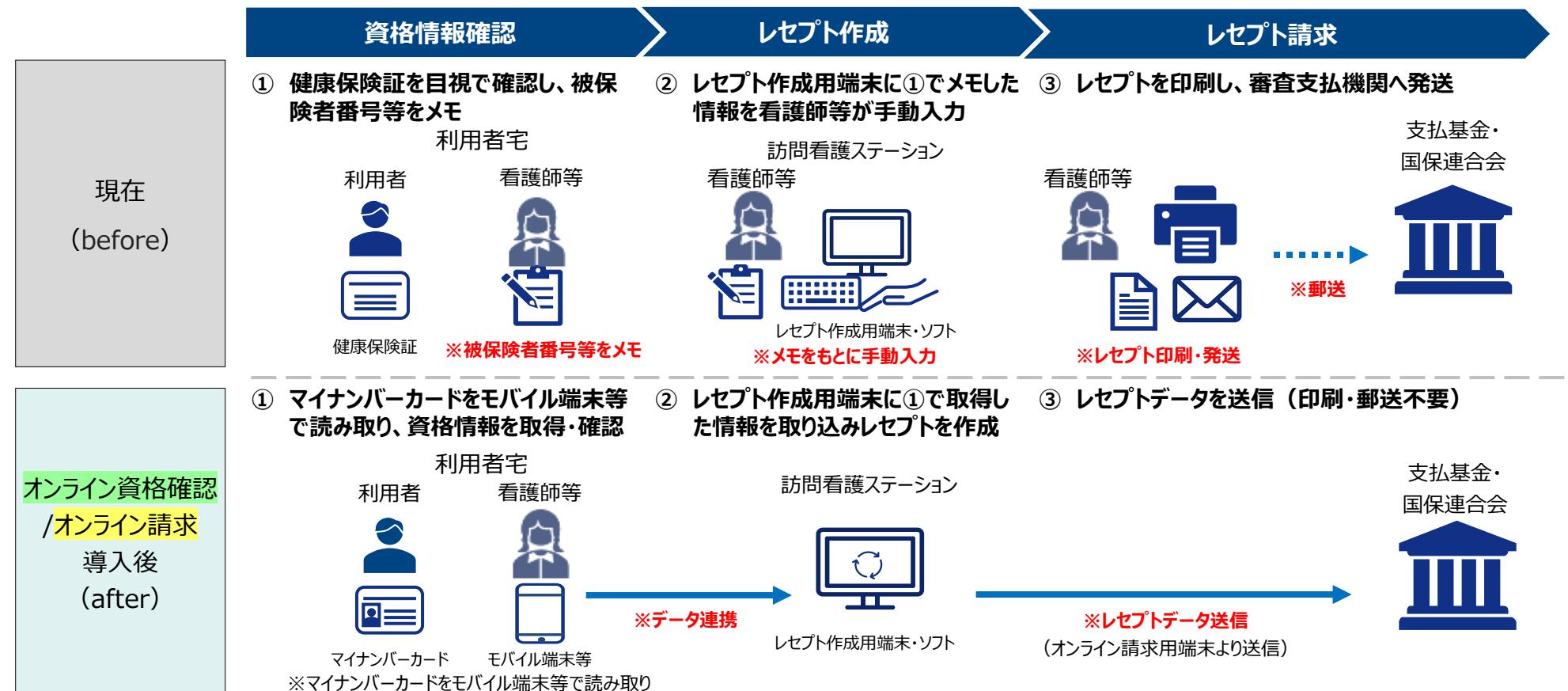
業務の更なる効率化

- 訪問看護ステーション内のレセコン等と連携することで、レセプト作成における手作業の事務負担や誤記リスク、レセプト返戻の削減等につながる
- 利用者から聞き取るよりも正確かつ効率的に、利用者の過去の薬剤情報等を確認可能

オンライン資格確認・オンライン請求のビフォーアフター

オンライン資格確認/オンライン請求を導入することで

- 最新の資格情報をその場で確認できることや、審査支払機関が職権で資格情報の軽微な不備を補正できるため、返戻となるレセプト数の減少が見込めます。
- レセプト作成時、資格情報（被保険者番号等）の手入力が不要となります。
- レセプトの印刷・発送作業が不要になり、請求に係る時間が短縮されます
- 利用者から同意取得後、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧が可能になり、訪問看護に活用できます。



2

2. オンライン資格確認の義務化について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の義務化

基本的な考え方

- オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でより良い医療を提供していくための医療DXの基盤となるもの。

具体的な内容

(訪看基準等 (省令) ※令和6年12月施行)

- 指定訪問看護ステーションにオンライン資格確認の導入を義務化
- やむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることが可能。

● 訪看基準等：指定訪問看護事業者等が指定訪問看護を行う上で守らなければならない基本的な基準
(違反の内容によっては、指定訪問看護事業者等の指定取消しとなり得る法令。違反を確認した場合には、まず集団指導を実施)

※訪看基準の第8条第2項等により、指定訪問看護事業者等は、患者が訪問看護を利用する際に、患者から求められた場合にはマイナンバーカードによるオンライン資格確認によって患者の保険資格の確認を行う必要があります。
(継続的に訪問看護が行われている間の2回目以降は初回訪問時に取得した資格情報等での確認も可能)

経過措置（オンライン請求・オンライン資格確認）

- 下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、原則として、医療機関等向け総合ポータルサイトの「届出フォーム」から、訪問看護ステーションごとに届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。
- やむを得ない事情により導入が間に合わない・できない訪問看護ステーションは、経過措置の届出をお願いします。

やむを得ない事情	期限	オンライン請求	オンライン資格確認
電気通信回線設備に障害が発生した場合	障害が解消されるまで	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中）	システム整備が完了する日まで（遅くとも令和7年6月末まで）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オンライン請求／オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情）	オンライン請求／オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
改築工事中の場合	改築工事が完了するまで	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで（遅くとも令和7年6月末まで）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上（令和6年3月31日現在において、いずれも71歳以上）である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】 ※上記の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



届出フォームは
[こちら](#)

医療保険分のレセプト請求がない施設は、その旨を特に困難な事情として記載した猶予届出をご提出いただければ経過措置の適用を受けることができます。

また、レセプト請求がごく少数の施設は、その旨と具体的な件数を記載した猶予届出をご提出いただくことで、経過措置の適用を受けられる場合があります。

(参考) 経過措置の届出様式

(別添) オンライン請求及びオンライン資格確認導入の猶予届出書

様式

I. 訪問看護ステーションの基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	③ 保険機関コード
④ 所在地	〒 [] - [] 郵便番号 [] 指定訪問看護ステーションコード(7桁)		
(都道府県) []			

II. 届出内容

⑤ 経過措置の届出を行う内容

ア. オンライン請求とオンライン資格確認の両方(⑥の猶予類型も共通)
イ. オンライン請求のみ
ウ. オンライン資格確認のみ

⑥ 該当する経過措置の猶予類型

・第1号: 電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステーション【⑤イを選択した場合のみ】
・第2号: 令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション(システム整備中)
・第3号: オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない訪問看護ステーション(ネットワーク環境事情)
・第4号: 改築工事中の訪問看護ステーション
・第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション
・第6号: その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション

⑦ ⑥の選択に応じた補足事項

・第1号	回線機能障害の理由				
・第2号	システム事業者との契約日 (遅くとも2024年10月末)	西暦	年	月	
	作業完了見込み時期 (遅くとも2025年6月末)	西暦	年	月	
・第3号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された)				
	(2.の場合) 整備された時期	西暦	年	月	
・第4号	工事開始日	西暦	年	月	
	工事終了予定日	西暦	年	月	
・第5号	廃止又は休止予定日 (遅くとも2025年6月末)	西暦	年	月	
・第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。				
	・ア: 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である(=全員の生年月日が昭和28(1953)年4月1日より前) (最も若い常勤職員の生年月日) 西暦 [] 年 [] 月 [] 日				
	・イ: その他第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)				
⑧ 備考					

上記のとおり届け出ます。

西暦 [] 年 [] 月 [] 日 代表者名 []

審査支払機関 [] 御申 [] 厚生支局

住所 〒 [] - []

メールアドレス: []

(記入等に当たっての留意点)

- 青色セル部分に必要な記載を行った上、あらかじめ(2024年10月末までに、原則として医療機関等向け総合ポータルサイトを経由して審査支払機関及び地方厚生(支)局に届出を行うこと。
- ①・②・④欄には、指定訪問看護事業者の指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ③欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)=6、指定訪問看護ステーションコード(7桁))を記入すること。

(参考) 都道府県番号: 北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47

- ⑤欄には「ア～ウ」のうち経過措置の届出を行う内容を選択して記入すること。
- ⑥欄には「第1号～第6号」のうち届け出る経過措置の猶予類型を選択して記入すること。
- ⑦欄には⑥欄の選択に応じて補足事項を記入すること。特に
 - 第1号の場合、電気通信回線設備の機能障害によりオンライン請求を行うことができなくなつた理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届け出るまでに判明しない場合は、その旨を記入すること。
 - 第3号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない/2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6ヶ月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
 - 第6号の場合、「ア・イ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「ア」と記入した場合は、常勤の看護職員その他の従業者のうち最も若いものの生年月日を記載欄に記入すること。
 - また、「イ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号アの条件を満たす項目と同視できる事情(「休廃止を予定している(時期未定)」、「介護保険で紙レセプトによる請求を行っている」等)を複数抱えている場合は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。

(添付書類について)

- 届出を行う際、併せて⑥欄で選択した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること。
 - 第1号: ⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
 - 第2号: 契約書や注文書の写しなど、契約日又は申込日(令和6年10月末までに締結されたものに限る。)及び契約者双方の名称が記載され、システム事業者と契約したことが確認できる書類
 - 第6号: アの場合は、最も若い常勤職員の生年月日が確認できる書類(看護師免許の写し等)
イの場合は、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)
- なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻すること。

導入に向けた準備作業の概要

1.

見積依頼・発注

1-1

見積のご相談・ご依頼

まずは①導入支援事業者（注）と②現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者に相談し、見積依頼を進めてください。

◆主な見積対象



モバイル端末等
(現在お使いの業務端末も併用可)



オンライン資格確認/
オンライン請求用端末
(導入支援事業者)



レセプト作成用端末・ソフト（現在
契約しているレセコンのソフト改修）



オンライン資格確認/
オンライン請求用
ネットワーク回線の敷設
(IP-VPN接続方式またはIPsec+IKE接
続方式)（導入支援事業者）

<□チェックリスト>

- 現在の利用状況の確認
- 見積のご相談・ご依頼

1-2

発注

見積内容を確認後、
発注を行ってください。
発注後、導入支援
事業者等と相談しつ
つ、導入に向けた準
備作業を行ってください。

◆発注までの流れ



見積内容の確認



発注（契約）

<□チェックリスト>

□発注

2.

導入・運用準備

2-1

導入

まず、下記1. の各利用申請を行ってください。システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策を実施してください。こうしたセットアップについて、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください。

また、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）または、レセプト作成用ソフトの事業者にレセコンまたは、ソフト改修を行ってもらってください。

<□チェックリスト>

1. 総合ポータルサイトにおいて

- 「新規ユーザー（アカウント）登録」
- オンライン資格確認利用申請
- オンライン請求利用申請
- 電子証明書発行申請
※オンライン資格確認/オンライン請求共通です

2. 現地での導入手続

- オンライン資格確認/オンライン請求システムのセットアップ（導入支援事業者）
- レセプト端末のソフト改修（レセコン事業者）
- 接続・運用テスト

2-2

運用準備

業務等の変更点を
確認し、運用開始に
向けた各種準備を行
ってください。

居宅等での利用者へ
の対応やステーションで
の事務などをイメージい
ただき、導入後の業務
等の確認を行ってください。

◆運用準備例



業務の確認

<□チェックリスト>

- 業務等の
変更点の確認

上記は一般的な準備のステップとなります。各ステーションにおけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、まずは導入支援事業者にご確認ください！



STEP 01：見積のご相談・ご依頼

見積のご相談・ご依頼

現在の利用状況を踏まえた見積のご相談・ご依頼を行ってください

※①導入支援事業者と②現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者とで調整先が異なる点にご留意ください

☑チェックリスト

現在の利用状況の確認

　　-レセプト作成用端末・ソフトの有無、製品名

　　-ネットワーク回線の確認 ※事業者名、回線種別、サービス名

見積のご相談・ご依頼

　　-導入支援事業者へオンライン資格確認及びオンライン請求の導入について見積をご相談・ご依頼し、

　　導入を希望する時期もお伝えください。（導入支援事業者には、お使いのレセプト作成用端末の事業者・製品名、

　　ネットワーク回線の状況等もお伝えください。）

　　-並行して、レセプト作成用端末（レセコン）の事業者にもソフト改修の見積をご相談・ご依頼ください。

◆主な見積対象



モバイル端末(スマホ・タブレット)
(マイナカードの読み取り可のもの。
現在お使いの業務端末も併用可)



オンライン資格確認/
オンライン請求用端末



レセプト作成用端末/
レセプト作成用ソフト
(現在契約しているレセコンのソ
フト改修)



オンライン資格確認/
オンライン請求用ネットワーク回線
の敷設(IP-VPN接続方式またはIPsec +
IKE接続方式)

※導入支援事業者がパッケージ商
品として販売する可能性があります

見積依頼先：導入支援事業者

見積依頼先：レセプト作成用端
末（レセコン）の事業者

見積依頼先：導入支援事業者

STEP 02：発注

発注

導入支援事業者とレセプト作成用端末（レセコン）の事業者から受領した見積内容を確認後、発注を行ってください

できるだけ早期にオンライン資格確認/オンライン請求に係る各種申請手続きを行ってください

チェックリスト

発注

【留意事項】

- ✓ 導入支援事業者においては、機器準備や現地での導入作業要員の手配が必要なため、発注から機器の搬入、現地でのセットアップ作業まで時間がかかります。
実際に必要な期間はそれぞれ異なりますので、導入支援事業者とお早めにご相談ください。
- ✓ 導入支援事業者とご相談するとともに、並行して、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者に対してソフト改修のご相談・見積を進めてください。

STEP 03：導入

導入

医療機関等向け総合ポータル上の対応

- まず、医療機関等向け総合ポータルサイトへの新規ユーザー（アカウント）登録を行ってください。
- アカウント登録後、総合ポータルサイトにてオンライン資格確認/オンライン請求の利用申請をそれぞれ行ってください。
- 利用申請完了後、電子証明書の発行申請を行ってください。
※電子証明書はオンライン資格確認/オンライン請求共通です。
- 電子証明書が発行されると、「電子証明書発行通知書」が簡易書留で郵送されます。
- 電子証明書発行通知書が届きましたら、システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策、運用テストを実施していただくこととなります。こうした機器のセットアップ・設定作業については、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください。
- また、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）または、レセプト作成用ソフトの事業者にレセコンまたは、ソフト改修を行ってもらってください。
- 導入支援事業者などが現地に作業員を派遣して機器の搬入から設定まで作業することとなる場合、ステーション職員の立会いも必要な場合があります。導入支援事業者とレセプト作成用端末（レセコン）の事業者のどちらの事業者の作業も必要となります。

➤ **医療機関等総合ポータルサイト上で対応いただく、「新規ユーザー（アカウント）登録」、「オンライン資格確認/オンライン請求の利用申請」、「電子証明書の発行申請」も必要となります。**

〈参考〉 STEP 03：導入（新規ユーザー登録）

医療機関等向け総合ポータルサイトトップページ

- 医療機関等向け総合ポータルサイトへアクセスし、「新規ユーザー登録はこちら」を押下してください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービスに係る情報や導入に係るお知らせ、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。

新規ユーザー登録はこちら

初めてご利用になられる方はこちらから

ログインはこちら

すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

オンライン資格確認
オンライン請求

電子処方箋管理サービス

電子カルテ情報共有サービス

医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

アクセスはどちらからも可能です ▶



3

3. オンライン資格確認等に関するサポートや マイナ保険証利用促進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

お問い合わせ先のご案内

ご不明な点がございましたら、以下のサポートデスクにお問い合わせをお願いします。お問い合わせ先は、**オンライン資格確認**と**オンライン請求**で異なりますので、ご注意ください。自施設に適した必要な機器や具体的な導入のスケジュール調整などは導入支援事業者等へご相談ください。

オンライン資格確認等 コールセンター

(医療保険分)
オンライン資格確認の
概要・各種届出書類

導入・準備に係る対応
(例:モバイル端末等)

運用テストに係る対応や
スケジュールの詳細

費用補助
(金額や手続き等)

オンライン資格確認/オンライン請求の兼用端末

電子証明書に係る対応

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)

- **電話番号:** 0800-080-4583 (通話無料)

※お問い合わせの際には、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名をお伝えいただきますようご協力ををお願いいたします。

お問い合わせフォーム



操作手順

返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。

※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

オンライン請求 サポートデスク

オンライン請求システムの
操作、オンライン請求用端末の設定

電話



- **営業時間:** 平日8:00～21:00 休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む
(8日から10日は8時から24時、13日から月末は9時から17時 いずれも休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む)

- **電話番号:** 0120-60-7210 (通話無料)

ネットワーク回線

電話



- **営業時間:** 平日9:00～17:00 休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む
(5日から7日は8時から21時、8日から10日は8時から24時 いずれも休日（土曜日、日曜日及び祝日）を含む)

- **電話番号:** 0120-220-571 (通話無料)

ホームページのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは訪問看護(医療保険分)におけるオンライン資格確認、診療報酬情報提供サービスでは訪問看護レセプト(医療保険請求分)におけるオンライン請求に関する最新情報を発信しています。定期的に下記2つのホームページへアクセスいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。



新規ユーザー登録はこちら
初めてご利用になられる方はこちらから

ログインはこちら
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

**オンライン資格確認
オンライン請求**

電子処方箋管理サービス

電子カルテ情報共有サービス

医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

診療報酬情報提供サービス
- Various Information of Medical Fee -

トップページ 診療報酬改定 基本マスター関連 レセプト電子処理関連 薬剤分類情報関連システム その他

訪問看護レセプト（医療保険請求分）の電子化に関する情報

訪問看護ステーションにおけるオンライン請求（医療保険分）とオンライン資格確認は、令和6年6月（オンライン請求は令和6年7月請求分）から開始となり、令和6年12月2日（オンライン請求は令和6年12月請求分）から義務化となります。

本ページにおいては、訪問看護（医療保険分）のオンライン請求に関する内容について主にシステムベンダ向けに整理した資料を掲載しています。

なお、訪問看護におけるオンライン資格確認・オンライン請求に関する最新の情報については、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載しておりますので、適宜、ご確認ください。

1 記録条件仕様（訪問看護）

記録条件仕様とは、電子レセプトの規格や授受方法、また、記録する項目内容、記録順序、長さ、属性といったファイルの構成を定めたものです。

2 標準仕様（訪問看護）

標準仕様とは、訪問看護レセプトコンピュータによって電子レセプトを作成する際のエラーチェック等の仕様に一定の基準を定めたものです。

診療報酬情報提供サービス

https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece_nursing_menu.jsp

導入支援事業者のお問い合わせ先のご案内

訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の導入に当たっては、まず①オンライン資格確認の導入支援事業者及び②現在契約しているレセプトコンピュータ事業者にご相談ください。

#	導入支援事業者名	商品紹介URL等	対象エリア	導入までにかかる期間	問い合わせ先
1	菱洋エレクトロ 株式会社	https://ryoyo-embedded-solutions.jp/onlineshikaku/	全国（離島、山岳地区は別途ご相談）	約2か月	<ul style="list-style-type: none"> ○電話番号：050-1706-2965 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム：こちらをクリック
2	リコージャパン 株式会社	https://www.ricoh.co.jp/products/list/ricoh-online-eligibility-verification-system/visiting-nursing	全国（離島、山岳地区は別途ご相談）	約2か月	<ul style="list-style-type: none"> ○電話番号：0120-892-111 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ※ 下記の「お問い合わせフォーム」でご連絡いただきますと、後のご連絡がスムーズです。 ○お問い合わせフォーム：こちらをクリック
3	株式会社 NTTデータ中国	https://www.healthcare-on-demand.jp/onshi/houkan.html	全国（離島、山岳地区は別途ご相談）	約2か月	<ul style="list-style-type: none"> ○電話番号：082-567-4810 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○メール：houkan@its-center.net
4	NTT東日本 (東日本電信電話株式会社)	https://business.ntt-east.co.jp/content/online-shikakukakunin/hokan.html	NTT東日本エリア	約2か月	<ul style="list-style-type: none"> ○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム：こちらをクリック
5	NTT西日本 (西日本電信電話株式会社)	https://www.ntt-west.co.jp/smb/online-shikaku/houmonkango/	NTT西日本が提供するフレッツ光サービスの提供エリア	約3～4か月	<ul style="list-style-type: none"> ○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム：こちらをクリック
6	株式会社 C・S・R	https://csresolution.jp/wp-content/themes/csr/images/business/nurse-online-license.pdf	全国（沖縄県・離島・山岳地区は別途ご相談）	約2か月	<ul style="list-style-type: none"> ○電話番号：03-6907-3017 受付時間：平日9:00～18:00（年末年始を除きます） ○メール：onshi@csresolution.jp

※ 導入支援事業者においては、オンライン資格確認を導入するためのパッケージ商品（オンライン資格確認のために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービス）の販売しています。

※ 導入にかかる期間は契約内容や訪問看護ステーションの環境によって異なります。

訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について（1/3）

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

施設掲載用ポスター



<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001262396.pdf>

このポスターは
「訪問看護医療DX情報活用加算」の
提示する施設基準を満たします。



利用者配付用リーフレット（概要版）



<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001305315.pdf>



訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について（2/3）

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

利用者配付用リーフレット(マイナ保険証のメリット)



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001370308.pdf>



利用者配付用リーフレット
(マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み方法)



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001305319.pdf>



訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について（3/3）

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット等）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

利用者配付用リーフレット (マイナンバーカードの申請方法)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/1240000/001477792.pdf>



よくある質問～マイナ保険証について～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-1000000/001477683.pdf>



参考

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認導入後の 訪問看護における資格確認等の流れ

ひと、くらし、みらいのために

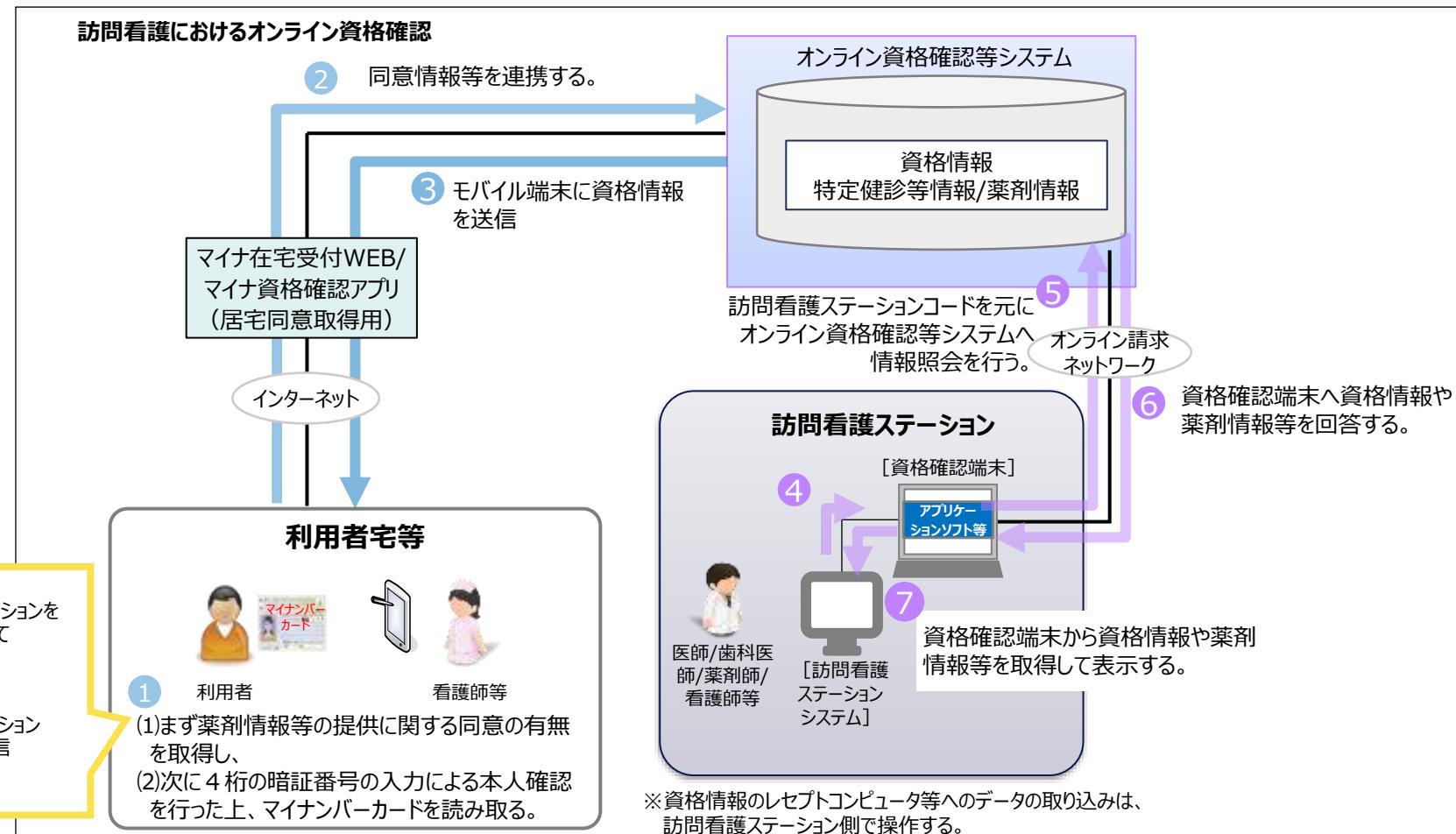


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

訪問看護におけるオンライン資格確認の仕組み（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 訪問看護では医療関係者が利用者宅等を訪問することから、利用者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該訪問看護ステーションとの継続的な関係のもと訪問看護が行われている間、訪問看護ステーションにおいて再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。

※ あらかじめ訪問看護ステーションにおいて、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した利用者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。



「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」の違いについて

訪問看護ステーションでは「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」のどちらもご利用いただけます。資格確認の方法や対応デバイスが異なりますので、ご利用したい機能やお手持ちの端末に応じてご利用ください。

マイナ在宅受付Web（令和6年2月～）		マイナ資格確認アプリ（令和6年10月～）
本人確認の方法	<ul style="list-style-type: none">暗証番号（4桁）の入力による本人確認。	<ul style="list-style-type: none">暗証番号（4桁）の入力、またはマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であるかを確認（目視確認）することによる本人確認。
対応デバイス（端末）	<ul style="list-style-type: none">ノートPCスマートフォンタブレット ※iPadは未対応	<ul style="list-style-type: none">ノートPCスマートフォンタブレット ※iPadに対応
ご利用方法	<p>「マイナ在宅受付Web」と「マイナ資格確認アプリ」では利用可能な端末が異なります。詳細は以下URLからご確認ください https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011665</p> <p>P29～33を参照 ※詳細な手順は以下URLからご確認ください https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365 2.端末の設定や操作について知りたい方はこちら >③ 操作マニュアル >G：マイナ在宅受付Webについての操作手順</p>	<p>P34～40を参照 ※詳細な手順は以下URLからご確認ください https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365 2.端末の設定や操作について知りたい方はこちら >③ 操作マニュアル >H：マイナ資格確認アプリのセットアップ作業と使い方</p>

※マイナ資格確認アプリではマイナンバーカードの健康保険証利用登録が可能です

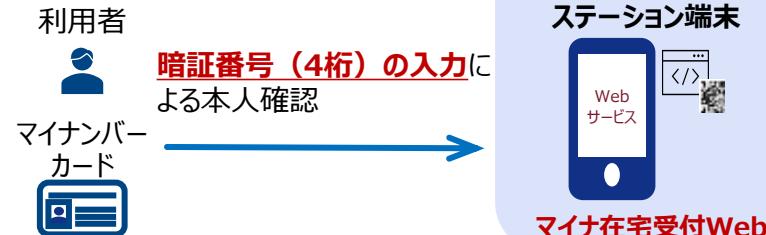
訪問看護における オンライン資格確認（暗証番号を用いない資格確認）

マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であるかを確認（目視確認）することで資格情報の確認ができます（令和6年10月～）。

オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入後

- モバイル端末等からWebサービス（マイナ在宅受付Web）にアクセスして資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、暗証番号（4桁）の入力による本人確認。

資格確認の方法

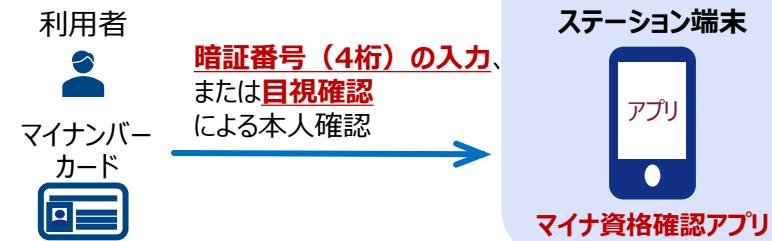


対応デバイス

- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット ※iPadは未対応

令和6年10月に実装

- モバイル端末等からアプリ（マイナ資格確認アプリ）を用いて資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、暗証番号（4桁）の入力、またはマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であるかを確認（目視確認）することによる本人確認。



- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット ※iPadに対応

※ 引き続きWebサービス（マイナ在宅受付Web）をご利用いただくことも可能ですが、その場合、目視確認による本人確認や、iPadはご利用いただけません。

- 「マイナ在宅受付Web」ご利用の場合



「マイナ在宅受付Web」の利用 訪問看護ステーションでの事前準備：オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

- 訪問看護ステーションの事前準備として、各訪問看護ステーション等の管理者により、**「訪問診療等機能」**を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境設定情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、**《訪問診療等機能》**を「利用する」に変更してください。

訪問看護ステーションでの事前準備

①資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更



「マイナ在宅受付Web」の利用 訪問看護ステーションでの事前準備：URL・二次元バーコード取得方法

- ・ 訪問看護ステーションの事前準備として、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成・取得する必要があります。
- ・ 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《マイナ在宅受付web管理》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリックします。クリックすると、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成します。
- ・ 表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロードして、ご利用ください。

訪問看護ステーションでの事前準備

①資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く
[メニュー]にある《マイナ在宅受付web管理》から《医療機関等別
URL取得・変更》をクリック



②表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロード



「マイナ在宅受付Web」の利用 初回訪問時に行う「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- マイナ在宅受付Webの資格確認において、(1)薬剤情報等の提供に関する同意取得、(2)マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 訪問看護ステーションのモバイル端末等から看護師等がWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択します。(1)なお、看護師等が画面を見せながら利用者から同意の有無を確認し、入力していただくことは差し支えありません。
- 利用者において、登録する同意情報の内容を確認します。(1)

利用者宅等

①訪問看護ステーションのモバイル端末等を利用して、看護師等が「マイナ在宅受付Web」へアクセス

訪問看護ステーションのモバイル端末等

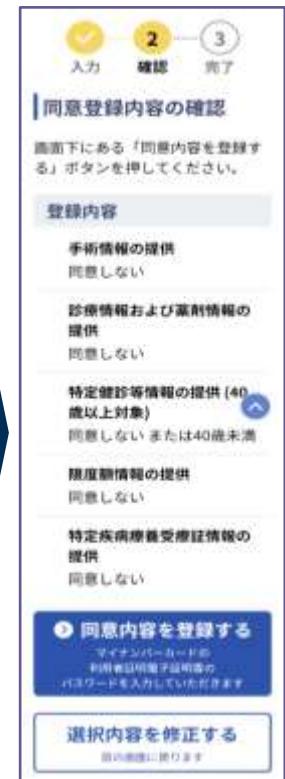
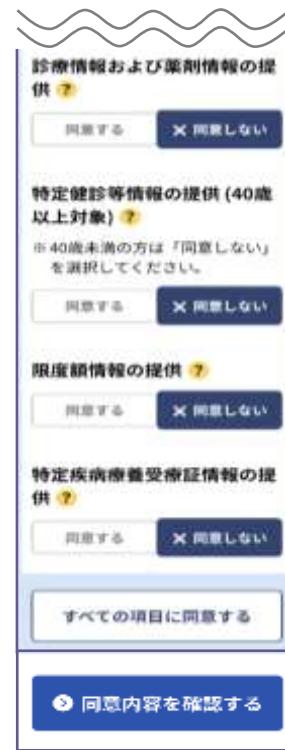
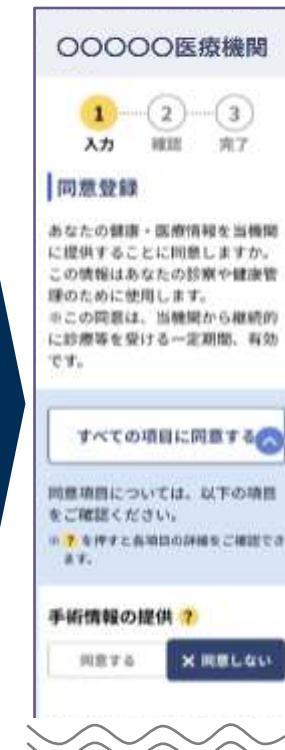
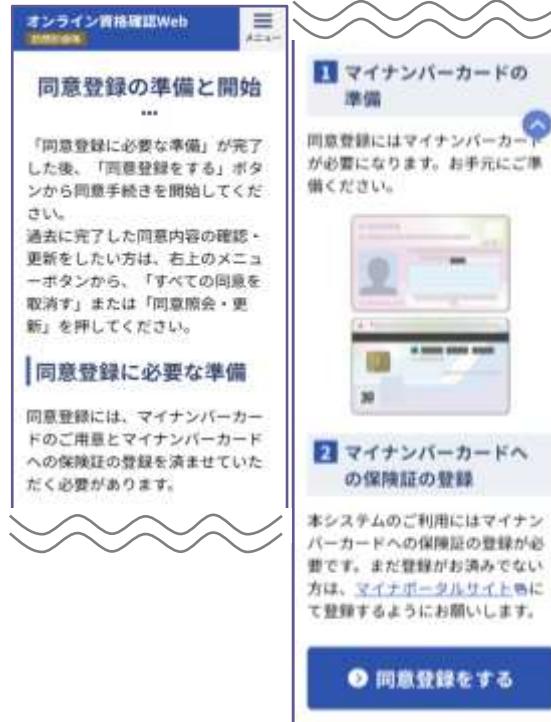


（読み取り機能付き）

※ モバイル端末等のセキュリティ対策について、ウイルス対策ソフトのインストールなどご留意ください。

薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）

②薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択



次頁
△

「マイナ在宅受付Web」の利用 初回訪問時に行う「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（2/2）

- 訪問看護ステーションのモバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナポータル」アプリに遷移した後に、利用者が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）（2）。なお、看護師等が4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。
- 薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、看護師等は利用者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

本人確認（マイナポータル）

③利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざす



同意登録、資格確認

④同意登録が完了、看護師等が資格情報を確認



※ 利用者が暗証番号を入力するときは他人から暗証番号がのぞかれないようご留意ください。

- 「マイナ資格確認アプリ」ご利用の場合



「マイナ資格確認アプリ」の利用

訪問看護ステーションでの事前準備：オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

- 訪問看護ステーションの事前準備として、各訪問看護ステーション等の管理者により、**「訪問診療等機能」**を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境設定情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、**《訪問診療等機能》**を「利用する」に変更してください。

訪問看護ステーションでの事前準備

①資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更



「マイナ資格確認アプリ」の利用

訪問看護ステーションでの事前準備：アクティベーションコードの発行



- 「マイナ資格確認アプリ」をご利用いただく場合は、各訪問看護ステーションの事前準備としてモバイル端末の初期設定を行う必要があります。初期設定を行うためには、まず、資格確認端末のオンライン資格確認等システムからアクティベーションコードを発行します。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリックします。
- 端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリックします。
- アクティベーションコードが発行されます。発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用してください。

訪問看護ステーションでの事前準備

①資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く

[メニュー]にある《マイナ資格確認アプリ管理》から《アクティベーションコード管理》をクリック



②端末識別メモ情報を入力し、《発行》をクリック

Aさんがスマホ 1、スマホ 2 を、
Bさんがタブレットを使用する場合の
端末識別メモ情報の設定例

- ① : A のスマホ 1
- ② : A のスマホ 2
- ③ : B のタブレット

※複数台発行する場合は
1台ごとに発行をクリックする必要があります

③アクティベーションコードが発行される

※発行されたアクティベーションコードは10分程度経過してから利用



「手順書・マニュアル」の一覧 (service-now.com)

詳細は操作マニュアル（管理者編）「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」の「2 アクティベーションコードの発行」を参照

「マイナ資格確認アプリ」の利用

訪問看護ステーションでの事前準備：一般または医療情報閲覧アカウントの作成



- 「マイナ資格確認アプリ」をご利用いただくためには「一般アカウント」または「医療情報閲覧アカウント」を作成する必要があります。複数端末でアプリを利用する場合は、利用する端末分のアカウントを作成してください。
- オンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理（登録）》をクリックします。
- 権限区分、ユーザーID、ユーザ名、ユーザ名（カナ）、利用開始年月日を入力し、《登録》をクリックします。
- 作成したアカウントでオンライン資格確認等システムにログインします。一度もアカウントにログインしていないと、アプリを利用することができないためご注意ください。

訪問看護ステーションでの事前準備

①資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く

[メニュー]にある《アカウント情報管理》から《アカウント管理（登録）》をクリック



②各項目を入力し、《登録》をクリック



入力内容

入力情報	説明
権限区分	「一般利用者」または「医療情報閲覧」を選択
ユーザID	任意の半角英数字を入力 ※2桁以上8桁以下
ユーザ名	任意の名称を入力
ユーザ名(カナ)	任意の名称を入力
利用開始年月日	利用開始年月日を入力

[「手順書・マニュアル」の一覧 \(service-now.com\)](http://service-now.com)

詳細は操作マニュアル（管理者編）「第2章 アカウントを管理する」の「2 アカウントを登録する」を参照

「マイナ資格確認アプリ」の利用

訪問看護ステーションでの事前準備：マイナ資格確認アプリの初期設定



- 訪問看護ステーションのモバイル端末等にApp StoreやGoogle Play等より「マイナ資格確認アプリ」をダウンロードします。
- マイナ資格確認アプリの利用規約を確認・同意します。
- 機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリックします。
- 今後「マイナ資格確認アプリ」のログイン時に使用する4桁のパスコードを入力し、初期設定の完了です。

訪問看護ステーションでの事前準備

①App StoreやGoogle Play等より
「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード



iOS



②利用規約を確認・同意



③機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、
《登録する》をクリック



④ログイン時の
パスコードを入力

入力内容	
入力情報	説明
機関コード	10桁の訪問看護ステーション コード
ID	オンライン資格確認等システム 「一般アカウント」「医療機 関情報閲覧アカウント」アカウ ントのID
パスワード	オンライン資格確認等システム 「一般アカウント」「医療機 関情報閲覧アカウント」アカウ ントのパスワード
アクティベーショ ンコード	オンライン資格確認等システム から発行したアクティベーショ ンコード



「手順書・マニュアル」の一覧 (service-now.com)

医療機関等向け_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方を参照

「マイナ資格確認アプリ」の利用

初回訪問時に行う「マイナ資格確認アプリ」を用いた資格確認等の手順（1/2）



- マイナ資格確認アプリでの資格確認において、(1)薬剤情報等の提供に関する同意取得、(2)マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 訪問看護ステーションのモバイル端末等から看護師等が「マイナ資格確認アプリ」を開き、生体認証、又はパスコードでログインします。
- 薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択します。(1)なお、看護師等が画面を見せながら利用者から同意の有無を確認し、入力していただくことは差し支えありません。
- 利用者において、登録する同意情報の内容を確認します。(1)

利用者宅等

①訪問看護ステーション等のモバイル端末等を利用して、看護師等が「マイナ資格確認アプリ」を開き、生体認証、又はパスコードでログインする



薬剤情報等の提供に関する同意取得

②薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択



※ モバイル端末等のセキュリティ対策について、
ウイルス対策ソフトのインストールなどご留意ください。

「マイナ資格確認アプリ」の利用

初回訪問時に行う「マイナ資格確認アプリ」を用いた資格確認等の手順（2/2）



- 看護師等がマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であるかを確認（目視確認）または、利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）（2）。なお、看護師等が4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。
- 薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、看護師等は利用者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

本人確認

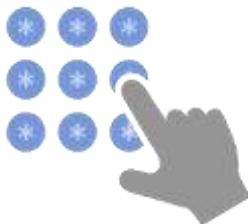
③看護師等がマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であるかを確認（目視確認）または、利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざす

目視による本人確認

設定中の本人確認の方法



暗証番号認証



同意登錄、資格確認

④同意登録が完了、看護師等が資格情報を確認



※ 目視による本人確認と暗証番号認証を切り替える場合は、同意設定画面右上の より設定を変更してください

※ 利用者が暗証番号を入力するときは他人から暗証番号がのぞかれないようにご留意ください。

- 「マイナ在宅受付Web」「マイナ資格確認アプリ」
資格情報の確認・再照会の手順



初回訪問後に行うこと 「資格情報の確認」の手順

- 初回訪問時に資格情報の取得・同意登録が正常に完了した後、訪問看護ステーションのレセプトコンピュータ等を用いて、訪問看護ステーションコードを元に利用者の被保険者番号等を取得できます。また、訪問看護ステーションごとに任意で照会番号を登録することで次回の訪問前の照会をスムーズに行うことができます。

資格情報の照会・結果確認

①レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の照会・結果確認

患者情報

シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
証号・番号・技番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号 1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号 2	XXX-XXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

Image

照会番号登録

②訪問看護ステーションごとに任意で照会番号を登録し、 次回の訪問前の照会をスムーズに行うことも可能



※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異があります。

2回目以降の訪問前に行うこと 「再照会」の手順

- 2回目以降の訪問前（継続的な訪問看護が行われている間）に、利用者の最新の資格情報と利用者の同意に基づき薬剤情報等の閲覧（再照会）を行う際は、レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成します。
- 作成したファイルをオンライン資格確認等システムにアップロードし、アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロードをしてください。
- 薬剤情報等を閲覧する際は、レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力してください。利用者から同意を取得している場合のみ、薬剤情報等を閲覧することができます。

訪問する利用者情報をアップロード

照会結果を確認・ダウンロード

薬剤情報等の閲覧

①レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



②アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



③レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力し、利用者の情報を検索



※「継続的に訪問看護が行われている間」とは、レセプト請求の審査結果等を活用してシステム上で確認しています。初回訪問から、3か月を経過する日の属する月の末日まで再照会機能を利用することが可能であり、更にこれを継続する場合には、初回訪問から診療等が毎月継続していることがレセプト請求の審査結果から確認できる必要があります。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

[オンライン資格確認・電子処方箋 -「手順書・マニュアル」の一覧 \(service-now.com\)](http://service-now.com)

- ・オンライン資格確認導入済み施設の公表について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 利用者がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションを確認できるよう、厚生労働省HPにオンライン資格確認導入済み施設の公表についていたしました。
- このリストに掲載するため、訪問看護ステーションにおいては、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインをして、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いします。
- なお、運用開始日を入力することは、「訪問看護医療DX情報活用加算」の届出に係る要件の一つとなっています。

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションはこちら

対象の訪問看護ステーションについては、徐々に拡大していく予定です。

- [X 居宅同意取得型のオンライン資格確認を導入済みの訪問看護ステーションリスト（マイナンバーカードの健康保険証利用に対応） \[1.5MB\] \(2025年11月2日\)](#)

※本リストは訪問看護ステーションからの届出をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の訪問看護ステーションの事情によって変わることがございます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 運用開始日入力は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインの上、以下の手順で行うことができます。

「各種申請一覧」を押下



「オンライン資格確認の申請はこちら」を押下



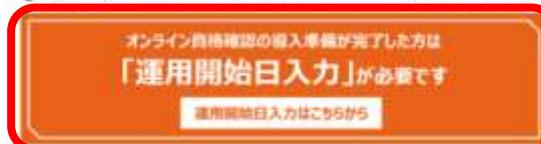
「運用開始日登録」を押下



バナーを押下

「オンライン資格確認の運用開始日」の登録手順

①下記のバナーをクリックしログイン（ログイン済の方は「運用開始日登録」へ）



「運用開始日入力欄」を入力し、送信



オンライン請求について

ひと、くらし、みらいのために



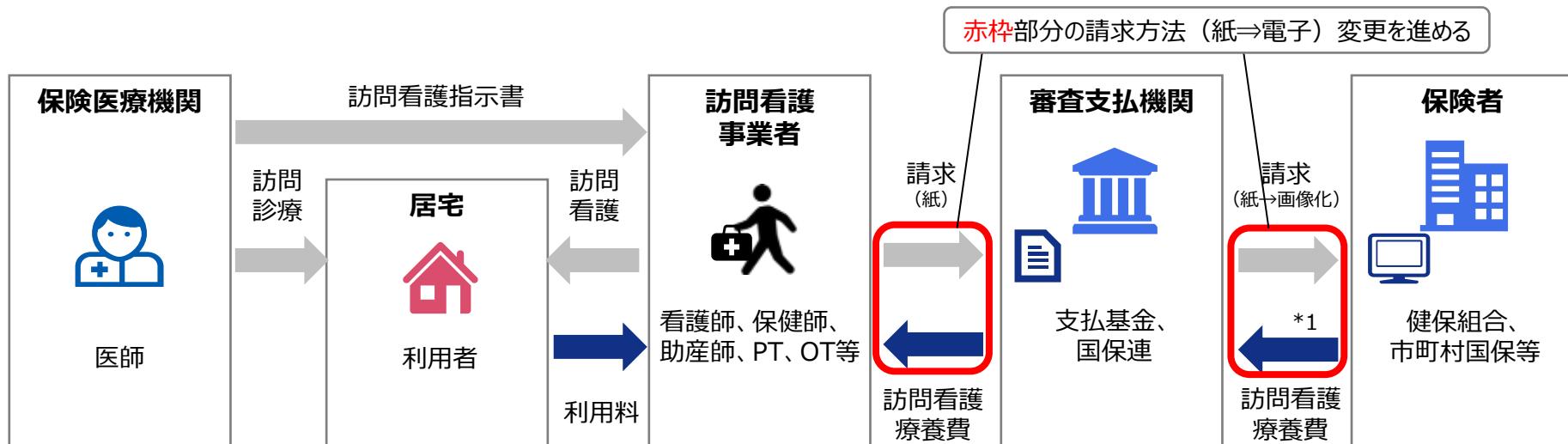
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求について

1. 概要・目的

- オンライン請求とは、電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。
- 全国の訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務や、審査支払機関・保険者等におけるレセプト処理事務の効率化が図られます。
- より質の高い医療・看護の実現に向けた、レセプト情報の利活用（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進につながります。

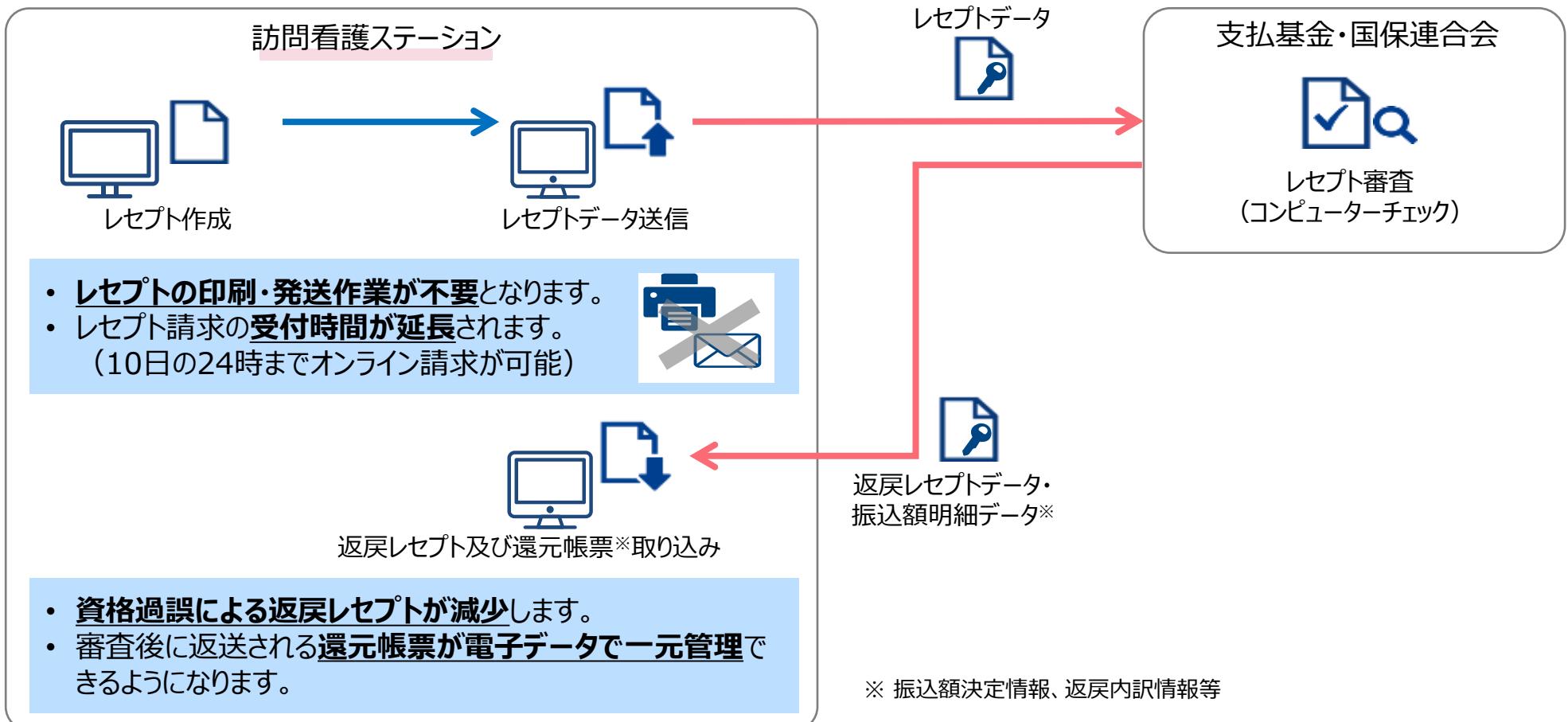
2. 訪問看護の流れとオンライン請求の範囲



*1：保険者からの再審査請求は紙運用

訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求のメリット

- オンライン請求により、訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務の効率化として、レセプトの印刷・発送作業が不要となり、レセプト請求の受付時間が延長されます。また資格過誤による返戻レセプトが減少します。



受講お疲れ様でした。

必ず画面右上の表示が「100%」になっていることを
ご確認ください。

「100%」になっていたら受講完了です。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare